

資 循 第 339 号

平成 27 年 10 月 23 日

一般社団法人 岩手県工業クラブ
関係機関 各位

岩手県環境生活部資源循環推進課

平成 28 年度岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業の
公募の実施について（お知らせ）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日ごろから御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、環境に配慮した事業活動の促進及び県内における産業廃棄物等の 3 R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の促進を目的として、県内の事業者等が産業廃棄物等の 3 R に係る取組を行う場合に要する経費の一部を補助する標記事業を実施していますが、この度、平成 28 年度実施事業の公募を以下のとおり実施することとしました。

つきましては、別添パンフレットにより、関係事業者等に御周知くださるようお願いいたします。

記

1 公募期間

平成 27 年 10 月 30 日（金）から平成 27 年 12 月 25 日（金）まで

2 採択事業者決定

平成 28 年 3 月下旬（予定）

3 制度概要等

別添パンフレット又は当課ホームページを御覧ください。

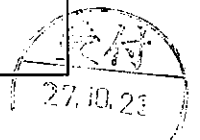
※岩手県ホームページのトップページから「暮らし・環境」⇒「環境」⇒「環境政策」⇒「循環型社会・リサイクル」⇒「産業・地域ゼロエミッション推進事業」とお進みください。

担当：資源循環担当 菊池（一）

電話：019-629-5367（直通）

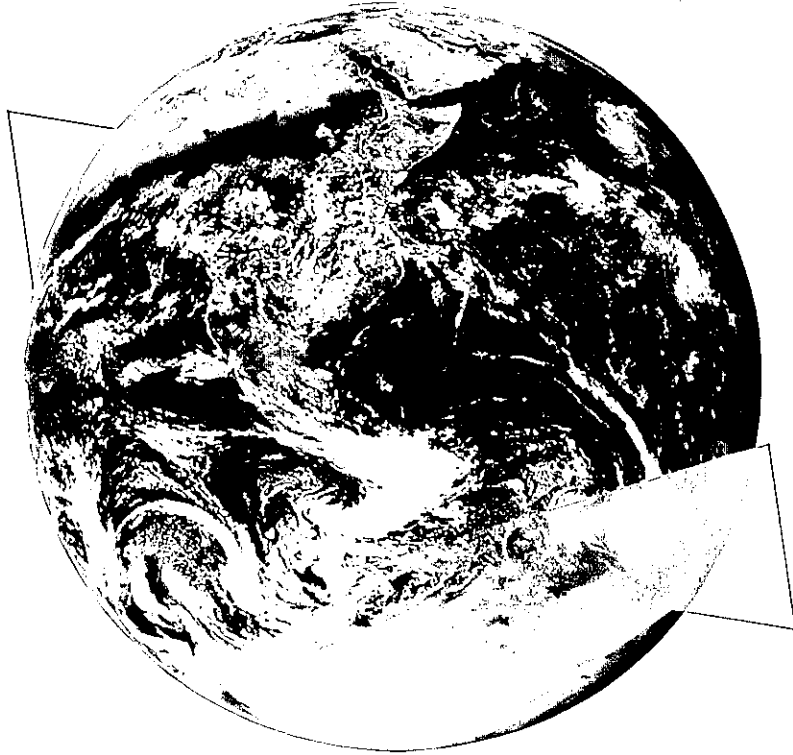
FAX：019-629-5369

e-mail：itsushi-k@pref.iwate.jp



平成28年度

岩手県産業・地域 ゼロエミッション推進事業



公募のご案内

循環型地域社会の実現を目指して～

県では、事業者の皆様による産業廃棄物等の発生抑制やリサイクル等に関する取組みを支援します。

公募期間

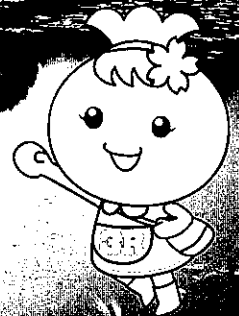
平成27年

10月30日(金)

▼

平成27年

12月25日(金)



エトロール

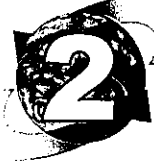
岩手県環境生活部資源循環推進課



1 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業とは？

この事業は、岩手県内における産業廃棄物や事業系一般廃棄物（以下「産業廃棄物等」といいます。）の3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進と、環境に配慮した事業活動の促進を目的として、事業者の皆様が主に県内で発生する産業廃棄物等の3Rの推進に関する取組みを行う場合の経費の一部を補助する制度です。

また、この事業は、産業廃棄物を岩手県内で排出した事業者の皆様から納めていただいている、産業廃棄物税の収入を主な財源としています。



2 制度の概要

事業者の皆様が取組内容に応じて、次の7つのメニューを設けています。

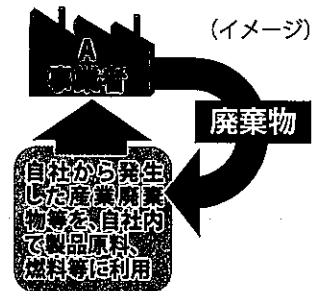
1 企業内ゼロエミッション推進事業

自社内で発生する産業廃棄物等の3Rを推進しようとする、先進性のある事業が対象となります。

- 補助率 補助対象経費の2分の1以内
- 補助金額 100万円以上 1,000万円以下
- 補助対象経費 建物等施設費、構築物費、機械装置等費、技術指導受入費、共同研究費、市場形成調査費など

取組みの例

今まで廃棄処分していた自社から発生する鋳造鉋さいを適正サイズに粉碎したうえで鋳物砂として再生利用することができる機械装置を導入する。



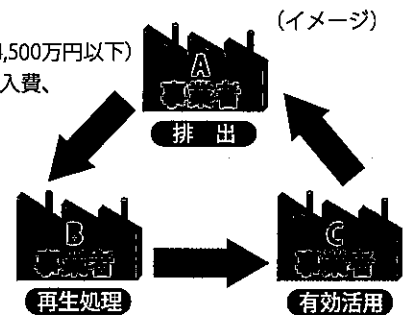
2 地域・企業間ゼロエミッション推進事業

複数の事業者等が共同して、相互に、または一方から発生する産業廃棄物等の3Rを推進しようとする、先進性のある事業が対象となります。

- 補助率 補助対象経費の3分の2または2分の1以内
- 補助金額 100万円以上 3,000万円以下（一定の条件を満たす団体の場合は100万円以上 4,500万円以下）
- 補助対象経費 建物等施設費（上限：2,000万円）、構築物費、機械装置等費、技術指導受入費、共同研究費、市場形成調査費 など

取組みの例

補助金を活用して設備を導入し、地域の複数のコンクリート業者から発生するコンクリートくずを収集・加工のうえ、それらを原料として再生路盤材や再生骨材を製造・販売する。



3 廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業

自らまたは主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等の3Rに関する新技術の研究開発を行おうとする事業が対象となります。

- 補助率 補助対象経費の10分の10、3分の2または2分の1以内
- 補助金額 100万円以上 1,000万円以下
- 補助対象経費 原材料費、構築物費、機械装置等費、外注加工費、技術指導受入費、共同研究費、分析等費、市場形成調査費など

取組みの例

処理が困難な医療系廃棄物を油化して再生利用するための装置の製造に関する研究開発を行い、その成果が現れた後に製品として販売する。



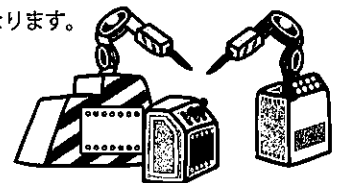
4 廃棄物利用製品開発推進事業

主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等を利用した製品の開発を行おうとする事業が対象となります。

- 補助率 補助対象経費の2分の1以内
- 補助金額 100万円以上 1,000万円以下
- 補助対象経費 原材料費、構築物費、機械装置等費、外注加工費、技術指導受入費、共同研究費、分析等費、市場形成調査費など

取組みの例

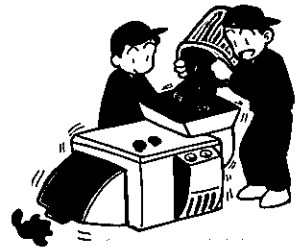
レアメタルを原料とした製品を製造する際に生じる汚泥に含有するレアメタルを回収し、それを活用した製品の開発を行う。



5 廃棄物利用製品製造推進事業

主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等を利用した製品の製造を行おうとする事業が対象となります。

- 補助率 補助対象経費の2分の1以内
- 補助金額 100万円以上1,000万円以下（一定の条件を満たす団体の場合は100万円以上1,500万円以下）
- 補助対象経費 建物等施設費、構築物費、機械装置等費、技術指導受入費、共同研究費、市場形成調査費など



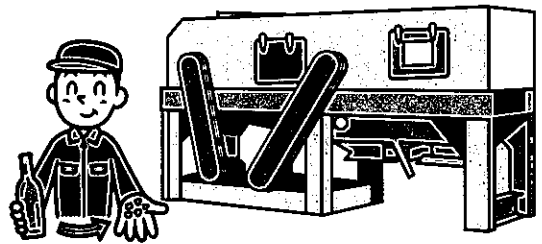
取組みの例

廃棄物として処理されている使用済みのテント膜をペレット状にするための設備を補助金を活用して導入し、それにより製造したペレットを製品として販売する。

6 ゼロエミッション普及促進事業

産業廃棄物等の減量化または資源化を推進するために定めた計画に基づき、自ら排出する産業廃棄物等（バイオディーゼル燃料（BDF）を製造する場合は、自らまたは県内の事業者等が排出する産業廃棄物等）の3Rを推進しようとする事業が対象となります。

- 補助率 補助対象経費の3分の1以内
- 補助金額 100万円以上500万円以下
- 補助対象経費 次の経費が補助対象となります。
 1. 次の機械装置の購入、据付け及び改良に要する経費
 - (1) 汚泥脱水機
 - (2) 木くず破砕機または木くずボイラー
 - (3) 業務用生ごみ処理機
 - (4) 廃プラスチック類溶融機または廃プラスチック類破砕機
 - (5) バイオディーゼル燃料製造装置
 2. 市場形成調査費



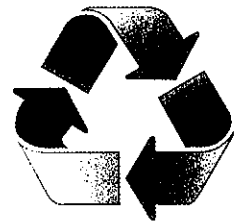
取組みの例

補助金を活用してバイオディーゼル燃料製造装置を導入したうえで、地域の旅館や飲食店等から収集した廃食用油を精製し、ディーゼル車の燃料として使用・販売する。

7 環境産業育成支援事業

知事が指定する事業者が、自ら製造するリサイクル製品の商品力強化または販売促進の取組みを行おうとする事業及び補助金の交付を受けて事業区分①から④までの事業によって開発され、又は製造された製品又は技術の利用促進を目的として実施する事業が対象となります。

- 補助率
 1. 岩手県再生資源利用認定製品^{※1}に関する取組みの場合…補助対象経費の2分の1以内
 2. 1以外のリサイクル製品に関する取組みの場合…補助対象経費の3分の1以内
- 補助金額
 1. 岩手県再生資源利用認定製品に関する取組みの場合…30万円以上300万円以下
 2. 1以外のリサイクル製品に関する取組みの場合…20万円以上200万円以下
- 補助対象経費
 1. 品質向上またはコストダウンのための調査分析委託経費、マーケティング調査委託経費、販売プロモーション委託経費、広告宣伝費・イベント・展示会等への出展経費（岩手県再生資源利用認定製品認定事業者）
 2. アドバイザー派遣受入経費（事業区分①から④までの事業によって開発された製品等を対象とする事業者）



取組みの例

- 岩手県再生資源利用認定製品となった、自社が製造するリサイクル製品の販売を促進するため、全国規模の展示会に出展するとともに、業界紙へ広告を掲載する。
- 事業メニュー④を実施した事業者が、開発したリサイクル製品の販売促進や製品改良に関する助言を受けるため、専門家を派遣受入し、調査を行う。

※1 リサイクル製品の利用拡大を図るため、一定の基準を満たすリサイクル製品として、県が申請に基づき認定した製品



3

補助対象者

(1) 2の①から⑤までの事業区分

- ア 県内に事業所を置く、または置こうとする事業者（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）を含みます。）
- イ 複数の事業者から構成される、法人格を有する団体（構成員の半数以上が県内に事業所を置く事業者である必要があります。）

(2) 2の⑥の事業区分

- ア エコショップいわて認定店^{※2}を有する事業者
- イ いわて地球環境にやさしい事業所^{※3}認定事業者
- ウ 県内に事業所を置く、または置こうとする事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者に限ります。）
- エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）
- オ 複数の事業者から構成される、法人格を有する団体（構成員の半数以上が県内に事業所を置く事業者である必要があります。）

※2 ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組んでいる、環境配慮型の店舗として、県から認定を受けた店舗

※3 地球温暖化を防止するために、二酸化炭素排出の抑制に関する取組みを積極的に行っている事業者として、県から認定を受けた事業者

(3) 2の⑦の事業区分

- ア 岩手県再生資源利用認定製品認定事業者（調査分析委託経費、マーケティング調査委託経費、販売プロモーション委託経費、広告宣伝費・イベント・展示会等への出展経費）
- イ 事業区分①から⑥までの事業によって開発された製品等を対象とする事業者（アドバイザー派遣受入経費）

4

事業期間

単年度内に完了する事業が対象となりますので、事業期間は、補助金交付決定日（平成28年4月を予定）から平成29年2月28日までの間で設定していただく必要があります。（平成29年3月は事業の完了確認等を行うため、2月までに事業が終わるようにしてください。）

5

スケジュール

◆平成27年10月30日（金）～平成27年12月25日（金）…事業公募実施 ← この期間内に応募書類を提出してください。

◆平成28年1月下旬～2月中旬（予定）…1次審査^{※4}実施

◆平成28年2月下旬～3月中旬（予定）…2次審査^{※4}実施

※4 審査は、県組織内外の有識者等で構成される「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業審査会」において行いますが、応募者には、1次審査ではプレゼンテーション、2次審査では質疑等への追加説明を行っていただきます。（2の⑥及び⑦の事業は、審査会事務局（県資源循環推進課）が書類審査等により審査を行います。）

◆平成28年3月下旬（予定）…採択事業者決定

6

その他

(1) 応募を検討されている場合は、応募書類の提出の前に、事業計画についてのヒアリング等を行いますので、あらかじめご一報ください。

(2) 応募に当たり、当該事業計画に沿った、明確な根拠に基づく産業廃棄物等の減量化や資源化等に関する目標値を設定していただく必要があります。

例：産業廃棄物等の発生抑制量、再生利用量、廃棄物処理費の削減額、リサイクル製品売上高増加額など

(3) 事業の内容によっては、廃棄物処理施設の設置許可や廃棄物処理業の許可等を要する場合がありますので、応募を検討されている場合は、事前にご相談ください。

なお、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要な主な施設は、次のとおりです。

施設の種類	能力
汚泥の脱水施設	10m ³ /日超
廃油の油水分離施設	10m ³ /日超
廃酸、廃アルカリの中和施設	50m ³ /日超

施設の種類	能力
廃プラスチック類の破碎施設	5 t/日超
木くずまたはがれき類の破碎施設	5 t/日超

(4) 事業制度の詳細については、岩手県のホームページをご覧ください。

（岩手県ホームページのトップページから「くらし・環境」⇒「環境」⇒「環境政策」⇒「循環型社会・リサイクル」⇒「産業・地域ゼロエミッション推進事業」とお進みください。）

(5) 本案内は平成27年10月現在のものであるため、内容等が変更となる場合があります。

（変更の場合は、上記ホームページでお知らせします。）

お問い合わせ先

岩手県環境生活部資源循環推進課（県庁11階）

TEL：019-629-5367 FAX：019-629-5369 e-mail：AC0003@pref.iwate.jp

